

※申請書・必要書類は納期限前であっても、減免の決定がされるまでの納期限を過ぎた住民税・森林環境税は減免対象外となります。
また、納期限前であっても、減免の決定がされるまでの納期限を過ぎた住民税・森林環境税は減免対象になりません。

申請者氏名				第4号様式(別表第2関係)
-------	--	--	--	---------------

収入状況チェックシート(特別区民税・都民税の減免及び森林環境税の免除):1枚目				該当チェック	
令和6年の収入が、利子・配当・退職・譲渡・一時・先物取引(以下「利子等」という。)に係るもののみではない。(例)配当以外にも給与や事業収入がある。 →利子等のみである場合は、STEP3での減収割合の判定ができないため減免対象になりません。判定対象外としているのは、利子等が一時的なもの・金額の増減がその性質上予測されるものであり比較に馴染まないためです。				☐	
STEP1					
令和6年の合計所得金額が250万円以下である。 → <u>超える場合は、減免対象になりません。</u>				☐	
STEP2					
申請日時点で失業又は廃業している。 (失業のうち、定年による退職・自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇・自己都合による退職は除く) → <u>該当しない場合、減免対象にはなりません。</u>				☐	
STEP3					
令和7年1月1日から12月31日までの合計所得金額を算出	種別	2枚目・3枚目から転記		☐	
	()所得	円			
	()所得	円			
	()所得	円			
	()所得	円			
	()所得	円			
	上記の所得を基に算出した合計所得金額 (合計所得金額算出手順を参照)		A		円
減免基準額の計算	扶養人数による基準額			☐	
	扶養している人数		α		
	$\alpha = 0$ のとき	45万円			ア
	$\alpha \geq 1$ のとき	$35\text{万円} \times (\alpha + 1) + 31\text{万円}$	円		
	障害・寡婦・ひとり親・未成年区分該当による基準額				
	納税義務者が 障害者・寡婦・ひとり親・未成年 のいずれかに該当する場合		135万円		イ
	減免基準額: アかイのどちらか大きい金額		B		円
上記計算により $A \leq B$ である → <u>減免基準額を超える場合は、減免対象になりません。</u>					

収入状況チェックシート(特別区民税・都民税の減免及び森林環境税の免除): 2枚目

※申請書・必要書類は納期限前であっても、減免の提出がされまい。納期限を過ぎた住民税・森林環境税は減免対象外となります。また、納期限前であっても、減免の提出がされまい。納期限を過ぎた住民税・森林環境税は減免対象外となります。

STEP1

●令和6年の合計所得金額の確認

令和7年度納税通知書に記載されていますので右のX欄に転記してください。

X
円

Xが250万円以下であれば1枚目STEP1の該当チェック欄にチェック

STEP2

●失業又は廃業の確認

失業の場合、離職理由が次のいずれかに該当する必要があります。

雇用保険受給資格者証の場合、「11・12・21・22・23・31・32・33・34」

雇用保険被保険者離職票の場合、「1A・2A・3A・1B・2B・3B・2C・3C・3D」

該当する場合は1枚目STEP2の該当チェック欄にチェック

STEP3

●給与収入(実際に支払いがあった月)

1月	
2月	
3月	
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
賞与	
合計	
給与所得	円

【参考】給与所得の計算(単位:円)

収入額(A)				給与所得
以上	551,000	未満		0
551,000	以上	1,619,000	未満	A－550,000
1,619,000	以上	1,620,000	未満	1,069,000
1,620,000	以上	1,622,000	未満	1,070,000
1,622,000	以上	1,624,000	未満	1,072,000
1,624,000	以上	1,628,000	未満	1,074,000
1,628,000	以上	1,800,000	未満	B×60%＋100,000
1,800,000	以上	3,600,000	未満	B×70%－80,000
3,600,000	以上	6,600,000	未満	B×80%－440,000
6,600,000	以上	8,500,000	未満	A×90%－1,100,000
	8,500,000	以上		A－1,950,000

※Bの求め方:①A÷4, 000=a(小数点以下切捨)②a×4, 000=B

※給与収入の合計を基に「【参考】給与所得の計算」から給与所得を算出

※給与所得と公的年金等所得の合計額が10万円を超える方は各所得10万円を限度に合計した額から10万円を引いた額(10万円限度)を更に引きます。

収入状況チェックシート(特別区民税・都民税の減免及び森林環境税の免除):3枚目

※申請書・必要書類は納期限までに提出してください。納期限を過ぎた住民税・森林環境税は減免対象外となります。また、納期限前であっても、減免の決定がされるまでの納期間において納付があった部分は減免対象になりません。

●公的年金等雑収入

	収入	経費
1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
合計		
雑所得 (収入合計－経費合計)		円

【参考】公的年金等に係る雑所得の計算(単位:円)

(1)65歳以上 昭和34年1月1日以前生

支払額 A	計算式
3,300,000 未満	$A - 1,100,000$
4,100,000 未満	$A \times 75\% - 275,000$
7,700,000 未満	$A \times 85\% - 685,000$
10,000,000 未満	$A \times 95\% - 1,455,000$
10,000,000 以上	$A - 1,955,000$

(2)65歳未満

支払額 A	計算式
3,300,000 未満	$A - 600,000$
4,100,000 未満	$A \times 75\% - 275,000$
7,700,000 未満	$A \times 85\% - 685,000$
10,000,000 未満	$A \times 95\% - 1,455,000$
10,000,000 以上	$A - 1,955,000$

※公的年金は年金収入の合計を基に「【参考】公的年金等に係る雑所得の計算」から年金所得を算出

●事業(先物取引に係るもの以外)

	収入	経費
1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
合計		
事業所得 (収入合計－経費合計)		円

●不動産

	収入	経費
1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
合計		
不動産所得 (収入合計－経費合計)		円

収入状況チェックシート(特別区民税・都民税の減免及び森林環境税の免除): 4枚目

※申請書・必要書類は納期限前であつても、減免の決定がされるまでの納期限を過ぎた住民税・森林環境税は減免対象外となります。また、納期限前であつても、減免の決定がされるまでの納期限を過ぎた住民税・森林環境税は減免対象になりません。

●その他の所得

種別	A収入金額	B必要経費・控除	A-B(損益通算前の額)
山林所得 (特別控除後の額)			円
利子所得			円
配当所得 (経費控除後の額)			円
退職所得 (退職控除1／2した額)			円
譲渡所得 (経費控除後の額)			円
一時所得 (特別控除後の額)			円
先物取引に係る雑所得 (経費控除後の額)			円

同一生計配偶者・扶養者(次の(1)～(3)に該当する方は対象とできません。)

- (1) 令和6年中の合計所得金額が48万円超の方
(2) 令和7年度住民税の算定において他の方の扶養者又は事業専従者となっている方
(3) 国外居住親族で親族関係書類及び送金関係書類を提出できない方

氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所・電話番号

減免申請提出書類チェックリスト		チェック
1	本人確認書類の写し(免許証、パスポート等)	☐
2	減免申請書・生活状況報告書・減免申請に当たつての宣誓書	☐
3	収入状況チェックシート(1～4枚目)	☐
4	令和7年1月1日から12月31日までの所得状況を証する書類(見込みの期間を有する場合には所得状況の根拠となる書類) (例)給与明細書、年金額改定通知書、月次試算表、退職所得の源泉徴収票等	☐
5	失業した場合は、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票	☐
6	廃業した場合は、廃業届出書、閉鎖事項証明書等	☐
7	減免基準額の計算上、「障害者」として135万円の適用を受ける場合は、障害者手帳(申請日において手続中の方は申請書等)その他の障害の状況を証する書類	☐
8	扶養者が海外居住である場合は、親族関係書類及び送金関係書類	☐

※その他、状況に応じて必要な書類の提出を求める場合があります。

合計所得金額算出手順

